（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第四十五条の六　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第二十七条の二第二項の規定により匿名指定難病関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の下欄に掲げる業務

（匿名指定難病関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第四十五条の七　法第二十七条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置）

第四十五条の八　法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第四十五条の五第一号の規定に該当する者

(2)　（略）

(3)　匿名指定難病関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名指定難病関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）	（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）
第百五十五条の五　法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定	**第百五十五条の五**　法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定

（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第四十五条の六　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第二十七条の二第二項の規定により匿名指定難病関連情報を匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、児童福祉法施行規則第十七条の五第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。（新設）

（匿名指定難病関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第四十五条の七　法第二十七条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名小児慢性特定疾病関連情報とする。

（法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置）

第四十五条の八　法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、児童福祉法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　（略）

(3)　匿名指定難病関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名指定難病関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第百五十五条の五　法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定